

今、特に王舅毛繼祖を遣わし、長史蔡朝信等と共に、表箋各一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、金光金靴腰刀二把・金結束紅漆鞘金起沙魚皮靴腰刀二把・細嫩蕉布二十四・黄土夏布二百匹・紅花二百斤を装載し、京に赴き進賀す。又、金光銀靴腰刀二把・銀結束紅漆鞘靴起沙魚皮腰刀二把・線穿鉄甲二領、盛全・細嫩練光蕉布二十四・水墨画土扇二百把は正位東宮に進賀す。又、鍍金銅結束紅漆鞘靴腰刀二把・鍍金銅結束黒漆鞘靴腰刀二把・鍍金銅結束黒漆貼金鞘黒漆靶六柄・土白紙一百束・土夏布二百匹もて京に赴き謝恩す。

所_よ抛りて今差去する官員・人役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字第二十八号半印勘合執照を給し、存留通事蔡崇貴等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去_{とこ}処及び沿海巡哨の軍兵の驗実_{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

王舅一員 毛繼祖 人伴一十名

長史一員 蔡朝信 人伴一十名

使者一員 馬成竜 人伴五名

通事一員 梁基 人伴二名

存留在船使者二員 麻富都 馬珠 人伴四名

存留在船通事二員 蔡崇貴 王立威 人伴四名
管船火長・直庫二名 蔡德 嘉尼
梢水共に七十二名

右の執照は存留通事蔡崇貴等に付し、此れに准ぜしむ
万曆三十年（一六〇二）九月初四日給す

執照

1-32-12

世子尚寧の、冊封使の迎接のため使者馬似竜等を遣わす執照

（二六〇四、九、一八）

琉球国中山王世子尚（寧）、天使を迎接する事の為にす。

今、特に使者・通事等の官を差_つわし、夷梢を率領し、海船一隻に坐駕し、咨文を齎捧し、前来して迎接し導駕せしむ。抛りて差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字三十四号半印勘合執照を給し、通事金応魁等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去_{とこ}処及び沿海巡哨の官兵の驗実_{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

使者二員 馬似竜 顧庇 人伴六名

通事二員 王立威 金応魁 人伴四名

管船火長・直庫二名 陳華 馬武達

封船に坐駕する夷梢二十名

梢水共に八十八名

右の執照は通事金応魁等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十二年（一六〇四）九月十八日給す

執照

所^よ扱^りて今差去する官員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、洪字第四十二号半

印勘合執照を給し、通事金^{いん}応斗等に付し、収執して前去せしむ。

如し経過の関津把隘^{とくろ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、

即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

今開^{しよ}す 赴京の

王舅一員 毛鳳儀 人伴一十名

正議大夫一員 鄭道 人伴一十名

使者一員 芝巴那 人伴五名

通事一員 毛国鼎 人伴二名

存留在船使者四員 毛鳳威 馬三魯

馬成麟 麻三奴 人伴一十名

存留在船通事二員 金応斗 蔡宗貴 人伴四名

冠帯舍人一員 林華 人伴一名

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

梢水共に七十四名

右の執照は存留通事金応斗等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十四年（一六〇六）十月十八日給す

執照

琉球国中山王尚（寧）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に王舅・正議大夫・使者・通事等の官の毛鳳儀等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。夷梢を率領し、海船一隻に坐駕し、馬六匹・生硫黄一万斤・金鞍鞘腰刀二把・銀鞍鞘腰刀二把・

黒漆鞍鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆鞍鞘鍍金銅結束鞍刀十把・黒漆鞍鞘鍍金銅結束鎗一十把・糸線穿鉄甲一領、鍍金護手護

賺各全・鉄盔一頂・黒漆貼雕金花鑲銀馬鞍一坐、轡頭踏踏前後牽軸各項件全・金彩画屏風二対・貼金銀面扇一百把・貼片銀面扇二百把・素倭扇二百把・倭銅五百斤・土糸綿二百斤・紅花五百斤・土苧布一百匹・蘇木三千斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。